

平成29年3月6日

公益財団法人 戸田市水と緑の公社

理事長 細田米蔵 殿

### 道満グリーンパーク利用に関する御報告

#### 前略

早春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。昨年末には、当方より送らせていただいた『道満グリーンパーク「ドッグラン」利用に関する要望書（平成28年11月17日付）』に対し、真摯に受け止め御返答をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

さて、前回の要望書について、地元の事でもありますので、利用者の不満と貴社の対応を世に知らしめる意味で、当社ホームページに経緯を公開しておりましたところ、以下のような投書がメールにて届きました。そこで再び「利用者の声」として、貴社に御報告いたします。

投書が指摘する疑念について、投書の人物が何処の誰であるのか名乗り出ている訳ではないし、当社は内容について確証を得ている訳ではありません。しかし、投書の人物がいうように「どうせ市役所に言ったところで、天下り連中が集まった財団のことですから有耶無耶にされる」という理由で、利用者又は市民が行政に対して、言いたいことも言えずに不満を募らせているとしたら看過できません。そこで、今回は要望書ではなく「御報告」として内容をお伝えいたしますので、貴社に於かれましては、疑念を払拭する意味でも、迅速かつ真摯な対応をお願い申し上げます。

早々

#### 【投書の指摘】

##### ①道満グリーンパーク内を往来する公用車の運転マナーについて

公用車（おそらく園内工事車両、防犯パトロール車両、公園管理車両など）の速度超過、危険運転が無いよう関係各所に注意を促すこと。

##### ②公用物の私物化

レンタル自転車での通勤など、公社関係者は市民や一般利用者から誤解を招くような行動を慎むこと。

#### 【投書は以下の通り】 ※メールで届いたため、本文をコピーペースト致します。

『昨年11月にブログの記事となった公益財団法人水と緑の公社について、私も不快・不信に思う点が多くあり投書させていただきます。

まずは職員の公用車の運転マナーについてです。頻繁に公園を利用しますが、公用車の運転マナーが大変悪く、30キロ制限、止まれといった表示無視も日常的に行われています。

自分自身も制服姿の中年職員が運転する明らかなスピード超過の公用車に、恐い思いをさせられたこともあります。一般車のスピードも速く、それを防止する立場の公用車がそのようなマナーで良いのでしょうか。特に土手周辺は犬の散歩や子供達の自転車が行き交う中で、いつ事故が発生してもおかしくありません。そもそもれっきとした交通違反なので注意したことがありましたが、一向に改善される気配もなく諦めております。どうせ市役所に言ったところで、天下り連中が集まった財団のことですから有耶無耶にされるか、型にはまった答えが返ってくることだと分かりきっています。インターネットで水と緑の公社について調べていたら、ドッグランの利用について敬天新聞へ投書している記事を拝見し、共感する点もあり最後の望みだと思いメールさせていただきました。

次いでレンタサイクルで通勤する職員についてです。長身の職員が通勤している自転車が、レンタサイクルの自転車だと昨年の秋頃に気付きました。些細であっても市民の血税で購入した物品の私物化はあってはならないことだと思います。市民と同じ往復分で400円の利用料を返還すべきです。バス通りを通って来ているようで、ドッグランの記事あるように早計過ぎだとは思いますが、公務員によくあるバス代や電車代などの不正受領も疑い深くなってしまいます。素人調べですが、民法703条不当利得の返還義務と民法167条債権等の消滅時効により10年遡って返還する義務があります。また、戸田市職員の懲戒免職処分によれば横領は免職または停職に相当し、監督責任関係により先ほどの交通違反も含めた非違行為を見逃した、管理監督者とその他黙秘した職員の減給や停職も考えられます。理事長のブログにあるように、市民に愛されるように公平公開を旨に職員の指導処分・運営改善されることを強く願っております。』

以上の事項について、御報告申し上げます。

当方は戸田市民であり公園利用者の一人でもあります。故に、戸田市と水と緑の豊かな「道満グリーンパーク」の一層のご発展を祈念いたしております。

〒335-0013  
埼玉県戸田市喜沢1-28-43  
tel: 048-229-0007  
fax: 048-242-5858

敬天新聞社 担当 関口 惺